

学校感染症による出席停止にかかる手続きについて

学校保健安全法 19 条により、生徒が感染症にかかっている、または疑いのある場合は本人の休養と他生徒への蔓延・流行を防ぐために下記の表「出席停止となる病名とその期間」の通り出席停止の措置をとります。

病院で学校感染症と診断されましたら、以下の手順に沿って手続きを行ってください。なお、手続きの完了を持って出席停止となります。

【手続きの手順】

1. 病院で学校感染症と診断されたら、学校（担任）へ電話連絡をしてください

学校代表電話番号 0223-25-5332

2. 岩沼高等学園の HP（ホームページ）にアクセスし受診状況をフォームに入力し送信してください

URL <https://forms.office.com/r/w87lwytC8g>

QR コード



*フォームの入力内容で確認したいことがあった場合は、折り返し連絡することがあります。ご了承ください。

*HP へのアクセスが難しい場合は、従来どおり文書での手続きも可能です。電話連絡の際にお知らせください。

*不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。

出席停止となる病名とその期間（学校保健安全法施行規則第18・19条）

	病名	潜伏期間	出席停止の期間の基準等
第一種	感染症予防法の一類・二類の感染症（結核を除く）		
	エボラ出血熱	2～21日	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	3～6日	
	痘そう（天然痘）	10～13日	
	南米出血熱		
	ペスト	2～6日	
	マールブルグ病	3～9日	
	ラッサ熱	6～21日	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	7～21日	
	ジフテリア	2～7日	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	2～7日	
	中東呼吸器症候群（MERS）		
	特定鳥インフルエンザ （新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は第1種とみなす）		
第二種	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高いもの		
	インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く）	1～2日	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	6～15日	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質剤による治療が終了するまで
	麻疹	10～12日	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	14～24日	耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	2～3週間	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	11～20日	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	5～6日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	2～7日	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核		病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	3～4日		

	病名	潜伏期間	出席停止の期間の基準等
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性が高い感染症		
	コレラ	数時間～3日	感染のおそれなくなるまで
	細菌性赤痢	1～2週間	
	腸管出血性大腸菌感染症	4～8日	
	腸チフス	2～7日	
	パラチフス	2～7日	
	流行性角結膜炎	1週間～	
	急性出血性結膜炎	1～2日	
	その他の感染症（溶連菌感染症など）*注		

「その他の感染症」に関する宮城県医師会の見解

病名	措置基準	注意すること
溶連菌感染症	原則として出席停止はしない 治療開始翌日より登校可能 発熱が持続しているときは、解熱後1～2日経過後登校可能	
手足口病 伝染性紅班 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)	病名に基づく出席停止はしない	発生が多い、重症者が発生するなど社会的な不安が強いときには、その都度取り扱いに配慮が必要
伝染性濃痂疹(とびひ)	出席停止の必要なし	直接接触をさける
みずいぼ		プールでのビート板などの器具の共用をさける
あたまじらみ		タオル・ブラシなどの共用を避ける